

第3回定例会

(会期：平成29年8月29日～9月19日)

議決した案件

- 条例案…7件 ●予算案…3件 ●承認案…2件 ●諮問…2件 ●同意案…2件 ●その他…14件
- 委員会提出議案…2件 ●議員提出議案…1件 ●請願…1件 ●議長発議…2件
- (●全会一致可決…23件 ●賛成多数可決…12件 ●不採択…1件)

全体計画区域の縮小後の事業費等

	全体計画区域		
	事業費	事業期間	整備面積 整備人口
現計画	518億円	31年間	4,320.3ha 138,452人
全体計画区域の縮小	360億円	18年間	3,942.7ha 121,658人
現計画との差	△158億円	△13年間	△377.6ha △16,794人

Pick Up

〈議案第122号〉

東広島市污水適正処理構想の改訂案を可決しました

人口減少や、その他の社会情勢の変化等を踏まえ、持続的な污水処理システムの構築を目指し、東広島市污水適正処理構想を改訂するものです。

主な改訂の概要

- ①目標年次…下水道の整備に係る目標年次を、平成47年度とする
- ②全体計画区域の見直し…下水道が整備されていない区域のうち、区分に応じて、浄化槽の整備を図る区域に変更する
- ③污水处理施設の統合…農業集落排水事業の板城地区及び保田地区並びに黒瀬地区工業団地の区域を、公共下水道黒瀬処理区に統合する

◎こんな質疑がありました

Q 区域の見直しについて、公共下水道を引こうとしたところを合併浄化槽にするということだと思いが、誰が整備し、どのように維持管理を行っていくのか。

A 浄化槽の設置には補助制度を活用し、個人が設置し、浄化槽法に基づき管理していく。

Q 都市計画税との関係において問題は出てこないか。

A 市街化区域、用途区域以外においても、市街化調整区域も遠い将来、下水道にしていこうといった区域も含めていた。今回、縮小する区域は、その中の市街化調整区域、また用途を定めていない、いわゆる白地区を対象としているので、都市計画税の問題は発生しない。

◎譲渡する地域集会所一覧

集会所名	譲渡する認可地縁団体
楢原第一鷹原会館	第一鷹原自治会
楢原ハイライフ会館	ハイライフくろせ自治会
楢原レークランド会館	レークランド自治会
楢原雉ヶ庭会館	雉ヶ庭自治会

地域住民の自主的・自律的な活動を促進するために、市が所有している地域集会所を地元の認可地縁団体に無償で譲渡し、その敷地を無償で貸し出します。

Select.1
 地域集会所を地元認可地縁団体へ無償譲渡します
〈議案第126～133号〉

◎こんな質疑がありました

Q 譲渡後の修繕などの費用負担については、どうなるのか。

A 現在の補助制度がそのまま使える。また、譲渡から10年間、1回限りではあるが、補助額をかき上げる制度もある。

Q 敷地の貸し出しについて、契約期間が5年で更新となっているが、もつと長期間にすることは検討したのか。

A 市の基準に従ったものだが、長期の契約期間となり経緯を知る者がいなくなることを防ぐための措置である。

改正前

項目	公費負担	対象
選挙運動用ビラ		
選挙運動用ポスター	$(525円6銭 \times \text{ポスター掲示場の数} + 103,500円) \div \text{ポスター掲示場の数}$	市議会議員及び市長
選挙運動用自動車	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による選挙運動用自動車の使用に係る1日当たりの限度額=35,860円	市議会議員及び市長



改正後

項目	公費負担	対象
選挙運動用ビラ	1枚当たり7円51銭を限度として、規定により頒布することができる枚数の範囲内	市議会議員
選挙運動用ポスター	○ポスター掲示場の数500以下の場合 $(525円6銭 \times \text{ポスター掲示場の数} + 310,500円) \div \text{ポスター掲示場の数}$ ○ポスター掲示場の数500を超える場合 $(262,530円 + 27円50銭 \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500) + 310,500円) \div \text{ポスター掲示場の数}$	市議会議員及び市長
選挙運動用自動車	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による選挙運動用自動車の使用に係る1日当たりの限度額=64,500円	市議会議員及び市長

公職選挙法の一部改正に伴い、東広島市議会議員の選挙運動用ビラの作成費用に公費負担制度を設けます。また東広島市議会議員及び東広島市長の選挙運動用自動車の公費負担の限度額を改定するものです。

Select.2
 議員の選挙運動用ビラの作成費用に公費負担制度を設けます
〈議案第137号〉

◎調理実習室の使用料

項目	金額
使用時間が2時間以下の場合における1時間当たりの使用料の額	640円
使用時間が2時間を超える場合における3時間までの部分に係る使用料の額	1,930円
使用時間が3時間を超える場合におけるその超える1時間までごとの使用料の額	380円



風早地域センター

風早地域センターの和室を廃止し、新たに調理実習室として設置します。

Select.3

〈議案第141号〉
風早地域センターに
調理実習室を設置

◎各種証明の自動交付機・コンビニ交付

自動交付機廃止後も、マイナンバーカードによりコンビニエンスストアで証明書の発行が可能です。

	自動交付機 (廃止)	コンビニ
必要なカード	証明用市民カード (兼印鑑登録証) (暗証番号付)	マイナンバーカード
交付場所	市役所本庁1階	<ul style="list-style-type: none"> セブンイレブン ローソン ファミリーマート サークルKサンクス
営業時間	<ul style="list-style-type: none"> 平日 8時00分～20時00分 土日・祝日 9時00分～17時00分 	6時30分～23時00分
発行できる証明書	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し (※) 印鑑登録証明書 (印鑑登録済みの方のみ) 戸籍全部 (個人) 事項証明書 (本籍地が東広島市の方のみ) 課税台帳記載事項証明書 (所得証明書) 納税証明書 	同左

※住民票の写しは、記載事項証明書・除票・履歴有・マイナンバー有・住基コード有のものは発行できません。

機械の老朽化に伴い、自動交付機を廃止します。なお、廃止時期は窓口の混雑を防ぐため、転出・転入で込み合う時期を外し、平成30年4月30日とする予定です。

Select.4

〈議案第142号〉
住民票等証明書類自動交付機を
廃止します

Select.5

〈議案第143号〉

平成29年度一般会計を 増額補正しました

平成29年度東広島市一般会計について、歳入歳出予算の総額に7億3,672万8千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ、7億2,452万4千円とすることが議決されました。

◎一般会計補正予算の概要

	補正内容
歳入歳出予算	7億3,672万8千円の増額
債務負担行為	指定管理者制度を導入する地域センターの管理費の追加
地方債	臨時財政対策債について、既定の限度額を減額

◎主な歳出の補正内容

- 寺西保育所への低年齢児保育教室の整備や保育コンシェルジュの設置等、待機児童解消に向けた経費
- 本市を舞台とした映画が製作されることに伴い、撮影シーン等を活用した本市のPR動画を作成するための経費
- 西条昭和町に所在する土地開発公社の先行取得用地を買い戻すための用地取得費及び当該用地に新設する駐車場及び自転車駐車場の整備費
- 児童数増加により狭隘きょうあいとなっている川上小学校グラウンドの拡張のための測量費

Select.6

〈請願第1号〉

一般廃棄物の減量化と資源化の 推進に関する請願

「一般廃棄物の減量化と資源化の推進に関する請願」について、請願者を参考人として招致し、意見を聴くなど市民経済委員会慎重に審査を行い、委員会での採決の結果、採択となりましたが、その後行われた本会議での採決の結果、不採択となりました。

◎請願者

東広島のごみを考える市民の会

◎請願の要旨

東広島市における一般廃棄物の減量化と資源化を推進するために、次の4つの項目について、議会での審議を求める。

- ごみの分別方法の見直し
- 家庭ごみ処理経費負担
- 事業系ごみの処分手数料
- ごみ排出者意見反映制度

◎こんな意見がありました

- 現状ある課題についても一度審議してほしいとの市民の声を取りまとめられたものであり真摯に受け止め、調査する必要がある。

- 請願の内容については、すでに議会で審議されてきたことであり、執行部とも今後も継続していくことを確認しているものである。

議案の審査経過

表決が分かれた案件の表決結果

会派名	議員名	議案番号▶											議員派遣		
		議案第120号	議案第121号	議案第122号	議案第123号	議案第124号	議案第125号	議案第126号	議案第127号	議案第128号	議案第129号	議案第143号		請願第1号	
創生会	岩崎 和仁	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	貞岩 敬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	岡田 育三	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	坪井 浩一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	北林 光昭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	加藤 祥一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	重森佳代子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	池田 隆興	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	鈴木 利宏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
威信会	重光 秋治	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	宮川 誠子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	杉原 邦男	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高橋 典弘	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
創志会	天野 正勝	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	大道 博夫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	玉川 雅彦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	奥谷 求	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
公明党	加根 佳基	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	竹川 秀明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	小川 宏子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
市民クラブ	中川 修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	石原 賢治	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	赤木 達男	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
誠志会	乗越 耕司	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	中平 好昭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	梶谷 信洋	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠
日本共産党	谷 晴美	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
街おこしをめざす会	大谷 忠幸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
守東会	山下 守	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※「議」は議長、「○」は賛成、「×」は反対、「欠」は欠席、「除」は除斥になります。

本会議の討論

●議案第122号（東広島市
汚水適正処理構想の改訂）

反対

谷 晴美議員

汚水対策は、下水道も浄化槽

も公の責任で進める必要がある。市民相談も多岐にわたっており、2つの部局の窓口を一本化して、市民の切実な訴えに対応すべきで、今後の維持管理費用の負担

の是正も含め抜本的に見直すべきだと判断し、反対する。

賛成

貞岩 敬議員

本議案は、市内各地域の実情にに応じ、公共下水道事業、農業集落排水事業、小型浄化槽設置

整備事業等の汚水処理手法の区域設定を行い、汚水処理施設の整備、運営、管理手法について定めている。あわせて、下水道未整備区域の今後の見通しを明らかにし、より効率的な下水道整備を推進していくため、下水道

道末普及解消整備計画を策定することとしたことは事業の大きな前進であると考えてるので賛成する。

●議案第123号(呉市と東広島市との連携中枢都市圏形成に係る協議)

反対 谷 晴美議員

広島市との連携中枢都市協定からわずか1年半で呉市との協定の締結にむけた協議を行うとのことだが、主導権は呉市側にあり、主従の関係は否めない。市として県の機能の強化を求め、教育、医療、生活が県内どこに住んでいても行き渡る政策へと変換することこそが真の地方創生と判断し、反対する。

賛成 高橋 典弘議員

この広域連携は、呉市を扇のかなめとしつつ、各自自治体が明確な立ち位置を堅持しながら、それぞれのマイナ部分をプラス部分に転換していこうとするものである。行政事務の効率化から、各行政事業の展開を図る中で、互助・共助を行いながら、

広域連携をしつかり図っていくという趣旨のものであり、全く反対をする理由が見つかからない。また、財源処置の面も含めて、これを強力に進めていくということは、本市の市益にかなうものと考え、賛成する。

●請願第1号(一般廃棄物の減量化と資源化の推進に関する請願)

反対 天野 正勝議員

まず、昨年度末に公表された平成28年度市民満足度調査では、ごみの減量化、リサイクル促進といった廃棄物管理に関しては市民の満足度は高い。

次に、廃棄物に関しては諸問題を抱えており、市として認識把握していると思うが、解決には優先順位や法的整備等も含め大所高所の視点で進める必要があり、過去において議論され、また現在進行形としても議論されていると認識している。

また、費用負担に関して審議が求められているが、市民や市内で事業を行う法人が納める

税金が廃棄物処理を含め広く市を維持していくための費用の源泉になっていくわけで、請願の内容に違和感を覚える。

最後に、他の関係諸団体との連携も現時点においては十分とは感じていない。これらを総合的に勘案して、反対する。

賛成 宮川 誠子議員

請願者である「東広島のごみを考える市民の会」はごみの資源化と減量化は市民の自覚の問題であるとして2年前に結成されたもので、市民への啓発やごみの実態調査をされている。この請願は、ごみの減量化のために必要な取組みを提案されているが、議会が実態調査する中で、減量化が一步でも前進するように議会の審議を求めており、議会はこの市民の信頼にこたえる必要があるため、賛成する。

反対 重森 佳代子議員

請願者のごみ行政に対する思いをおもんばかることはできる

が、請願とは請願者の思いを行動から酌み取るものではない。本請願の「事業者は、ごみ処理処分に係る経費の全額を負担する必要がある」という点について、これが実施された場合、負担の大幅な増大により、事業活動に支障を来すことも否めない。また、「現状として市民等の意見が施策に反映されているとは思われません」とあるが、ごみ行政については市民の負託を受けた議員によって議会で長年にわたって真摯に議論されており、議員として承服しかねるということから、反対する。

●議員派遣(海外行政視察)

反対 谷 晴美議員

今回の内容は、派遣場所がベトナム、シンガポールの予定であるが、「行きたい議員が自分で行くべきで、視察費用は福祉や教育の充実に回すべき」という声は大きく、反対する。

委員会審査概要

総務委員会

●議案第123号(呉市と東広島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議)

Q 協約を結ぶことにより、本市の魅力が出せなくなる懸念はないのか。

A 4市4町で連携して取り組むことでさらに効果があるものについてのみ、参画していくことを考えている。したがって、本市にとってメリットのない事業については、見送ることも今後あり得る。

Q 入札状況はどうなっているのか。

●議案第124号及び125号(消防車両の買い入れ)

A 議案第124号については1者応札で、予定価格に対する落札率は概ね99%、議案第125号については、2者応札で落札率は概ね93%である。



消防ポンプ自動車

市民経済委員会

●諮問第118号及び第119号(人権擁護委員の推薦)

Q 外国籍市民の人権を考慮した委員の選出はしているのか。

A 委員の選出に当たって、外国人の人権課題について

てという視点は取り入れていないが、人権擁護委員も研修を受けてさまざまな人権課題に対処できるようにしており、今後は、委員推薦のときから、東広島市ならではの課題も含めて検討していきたい。

Q 人権擁護委員の定数、町ごとのバランス、委員の職歴毎の割合はどのようなものか。

A 定数は現在28名で、西条町が5人、八本松町が4人、志和町が3人、高屋町が4人、黒瀬町が4人、福富町が2人、豊栄町が2人、河内町が2人、安芸津町が3人。職歴に基づく割合は、教育関係者が11名で40.7%、行政職関係者が12名で44.5%、民間の関係者が4名で14.8%となっている。

●議案第126号(第129号)(地域集会所の無償譲渡)

Q 施設譲渡に伴う全市的認可地縁団体の設置に関する課題等はあるのか。

A 認可地縁団体設置に関する問い合わせでは税に関する質問等をいただく。収益事業を行わない場合、認可地縁団体については市県民税が減免される制度がある等の説明している。



地元譲渡された地域集会所(檀原第一鷹原会館)

Q 譲渡を希望しない地域もあるようだが、その理由は何か。

A 基本的に公共施設の適正配置実施計画に基づいて取り組みを進めているわけだが、その取り組みを説明していく上で、理解をいただけるまでの説明ができていないところが原因だろうと考えている。これからそういった取り組みに対する理解を得られるように手続きを進めていきたい。

また、今回譲渡を希望しなかった地域以外でも、集会所の維持管理が、世帯数等が減少していく中で難しくなっており、将来的な集会所の廃止を検討をしておられる地域もあるので、今後、集会所を廃止するという方向性を選択される地域も出る可能性があると考えている。

●議案第144号（産業団地造成事業特別会計補正予算）

Q 寺家産業団地における区画道路の分譲の内容はどうか。

A 当初、複数の区画として分譲する予定としていたが、全区画を一括して買い上げたため、区画を分けていた道路についても取得したいとの要望があったことから、区画道路についても売り払うものである。



寺家産業団地イメージ

建設委員会

●議案第134号（市道の路線の認定）

Q 市道認定について、年間どれくらいかの要望が市民から出ているのか。

A 今回は、団地開発を行った中で認定可能な道路を市道として認定しようとするもので、最近の市道認定のほとんどは同様の事例である。例えば、農道や林道を生活道路として市道認定してもらえないかというような要望は、ここ最近はない。

Q 認定道路に第1工区と第2工区があり、第1工区の引き継ぎが平成19年となっているが、第2工区とあわせて認定道路とする計画だったのか。

A 当時は、開発道路で建築に特に支障がなく、不

認定のままであったと想定されるが、今後は市道認定できるものについては、交付税の対象となるように早期に進めていきたいと考えている。

Q 新しく開発された道路に対する市道認定は、申請を出してから認定するまでに通常、どれくらいの日数を要するのか。

A 申し出から、市との協議がスタートして、審査期間、工事期間等を経るので、認定までの日数はケースバイケースである。



市道認定された市道上組23号線（八本松町）